

**新潟県条例第39号**

新潟県地域振興局設置条例の一部を改正する条例

新潟県地域振興局設置条例（平成13年新潟県条例第60号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中別表の表示に下線が引かれた別表（以下「移動別表」という。）に対応する次の表の改正後の欄中別表の表示に下線が引かれた別表（以下「移動後別表」という。）が存在する場合には当該移動別表を当該移動後別表とし、移動別表に対応する移動後別表が存在しない場合には当該移動別表を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（別表の表示を除く。以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（別表の表示を除く。）に改める。

改 正 後	改 正 前												
<p>(地域振興局)</p> <p><b>第2条</b> (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、別表第2から別表第10までの所掌事務の欄に掲げる事務については、それぞれの表の名称の欄に掲げる地域振興局に所掌させるものとし、その所管区域は、それぞれの表の所管区域の欄に掲げるとおりとする。</p> <p>3～6 (略)</p> <p><u>別表第7</u> (略)</p> <p><u>別表第8</u> (第2条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">所掌事務</th> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">所 管 区 域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">林業に関する事務（別表第9の所掌事務の欄に掲げる事務を除く。）</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>別表第9</u> (略)</p> <p><u>別表第10</u> (略)</p>	所掌事務	名 称	所 管 区 域	林業に関する事務（別表第9の所掌事務の欄に掲げる事務を除く。）	(略)		<p>(地域振興局)</p> <p><b>第2条</b> (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、別表第2から別表第9までの所掌事務の欄に掲げる事務については、それぞれの表の名称の欄に掲げる地域振興局に所掌させるものとし、その所管区域は、それぞれの表の所管区域の欄に掲げるとおりとする。</p> <p>3～6 (略)</p> <p><u>別表第7</u> (第2条関係) (略)</p> <p><u>別表第8</u> (略)</p> <p><u>別表第8の2</u> (第2条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">所掌事務</th> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">所 管 区 域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">林業に関する事務（別表第8の3の所掌事務の欄に掲げる事務を除く。）</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>別表第8の3</u> (略)</p> <p><u>別表第9</u> (略)</p>	所掌事務	名 称	所 管 区 域	林業に関する事務（別表第8の3の所掌事務の欄に掲げる事務を除く。）	(略)	
所掌事務	名 称	所 管 区 域											
林業に関する事務（別表第9の所掌事務の欄に掲げる事務を除く。）	(略)												
所掌事務	名 称	所 管 区 域											
林業に関する事務（別表第8の3の所掌事務の欄に掲げる事務を除く。）	(略)												

**附 則**

この条例は、令和5年4月1日から施行する。